

## 松阪市高齢者ボランティアポイント制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、松阪市高齢者ボランティアポイント制度を実施することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図り、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 高齢者ボランティアポイント制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 高齢者ボランティアポイント制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 高齢者ボランティアポイント制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する高齢者ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (事業内容)

第3条 高齢者ボランティアポイント制度とは、高齢者がボランティア活動その他の社会的活動（第7条第1項の規定により市長が指定したものに限る。以下「高齢者ボランティア活動」という。）に参加することを支援し、及び奨励する制度であって、当該高齢者が行ったボランティア活動の実績に基づき、高齢者ボランティア活動評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与するとともに、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントに応じた高齢者ボランティア活動評価ポイント転換交付金（以下「転換交付金」という。）を交付するものとする。

### (実施主体等)

第4条 この事業の実施主体は、松阪市とする。

- 2 市長は、この事業を実施するに当たり、高齢者ボランティアポイント事業の運営に係る業務の一部を社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに委託することができる。
- 3 前項の規定により委託を受けたもの（以下「管理機関」という。）が行う業務は、次のとおりとする。
  - (1) 高齢者ボランティアの登録
  - (2) 高齢者ボランティア活動手帳の交付
  - (3) 高齢者ボランティア活動の紹介
  - (4) 評価ポイントの付与及び管理
  - (5) 転換交付金の交付及びその会計管理
  - (6) 前各号に掲げる業務に付随する業務

### (対象者)

第 5 条 高齢者ボランティアポイント制度の対象となる者は、本市に住所を有する介護保険法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者とする。

(高齢者ボランティアの登録)

第 6 条 高齢者ボランティア活動を行おうとする者は、松阪市高齢者ボランティア登録申請書により管理機関に申請し、その登録を受けなければならない。

2 管理機関は、前項の規定による申請があった場合において支障がないと認めるときは、当該申請した者を高齢者ボランティアとして登録するとともに、当該登録した者に対して松阪市高齢者ボランティア活動手帳を交付するものとする。

3 松阪市高齢者ボランティア登録申請書及び松阪市高齢者ボランティア活動手帳の様式は、管理機関が別に定める。

(高齢者ボランティア活動の指定等)

第 7 条 高齢者ボランティア（第 6 条の規定により管理機関に登録された者をいう。以下同じ。）を受け入れようとする施設、事業所等は、高齢者ボランティア活動の対象となる事業及び活動内容について、あらかじめ、市長の指定を受けなければならない。

2 前項の施設、事業所等は、同項の指定を受けようとするときは、松阪市高齢者ボランティア活動指定申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、指定の可否を決定するとともに、松阪市高齢者ボランティア活動指定・却下決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした施設、事業所等に通知するものとする。

4 市長は、既に指定した高齢者ボランティア活動についてその指定を取り消すときは、松阪市高齢者ボランティア活動指定取消決定通知書（様式第 3 号）により、当該取消しに係る施設、事業所等に通知するものとする。

(高齢者ボランティアの評価等)

第 8 条 前条第 1 項の規定により指定を受けた施設、事業所等（以下「受入機関」という。）は、高齢者ボランティアが当該受入機関において高齢者ボランティア活動を行ったときは、当該高齢者ボランティア活動 30 分を 1 回として評価し、当該高齢者ボランティアの松阪市高齢者ボランティア活動手帳に、当該 1 回の高齢者ボランティア活動実績として 1 個の活動確認スタンプを押印するものとする。ただし、同一の日に高齢者ボランティア活動実績として評価し、活動確認スタンプを押印できる数は、4 個を限度とする。

2 活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第 9 条 評価ポイントの付与基準は、次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
20 回から 39 回まで	20 ポイント
40 回から 59 回まで	40 ポイント
60 回から 79 回まで	60 ポイント
80 回から 99 回まで	80 ポイント

100 回以上	100 ポイント
---------	----------

- 2 評価ポイントの付与については、1月1日から12月31日に活動した実績（活動確認スタンプの数）に応じて付与するものとする。
- 3 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 4 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、松阪市高齢者ボランティア活動手帳に評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 5 管理機関は、高齢者ボランティアに付与した評価ポイント数、活用したポイント数及び差し引き残高ポイント数を管理するものとする。
- 6 評価ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日の属する年の末日の翌日から起算して1年を経過する日まで、その効力を有するものとする。
- 7 評価ポイントの付与を受けた者が本市の介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の資格を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、当該喪失の日から起算して3月を経過したときにその効力を失うものとする。
- 8 評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

（転換交付金）

第10条 評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けようとする者は、高齢者ボランティア活動評価ポイント活用申出書に松阪市高齢者ボランティア活動手帳を添えて、管理機関に提出しなければならない。

- 2 高齢者ボランティアの介護保険料に係る未納又は滞納がある場合は、当該転換交付金は交付しないものとする。

ただし、当該高齢者ボランティアに介護保険料の未納又は滞納がある場合において、評価ポイントの活用申出に併せ、市に対して松阪市高齢者ボランティアポイント転換交付金振替申出書（第4号様式）により当該未納又は滞納に交付金を振り替える申出があったときは、交付金の交付に替えて当該未納又は滞納に交付金を振り替えることができるものとする。

- 3 管理機関は、第1項の申出があった場合において、当該高齢者ボランティアの介護保険料に係る未納又は滞納の確認を松阪市に依頼しなければならない。
- 4 市長は、前項の依頼があった場合において、当該高齢者ボランティアの介護保険料に係る未納又は滞納の確認を行い、松阪市高齢者ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）を管理機関へ伝達するものとする。
- 5 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、未納又は滞納がない場合において当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、1年度につき5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して転換交付金を交付するものとする。この場合において管理機関は、高齢者ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 6 高齢者ボランティア活動評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	高齢者ボランティア活動評価 ポイント転換交付金
--------	----------------------------

20 ポイント	1,000 円
40 ポイント	2,000 円
60 ポイント	3,000 円
80 ポイント	4,000 円
100 ポイント	5,000 円

- 7 管理機関は、偽りその他不正の行為により転換交付金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した転換交付金の全部または一部を返還させなければならない。
- 8 高齢者ボランティア活動評価ポイント活用申出書及び高齢者ボランティア活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。

(委任)

第 11 条 この要綱に規定するもののほか、高齢者ボランティアポイント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 8 月 29 日から施行する。

(準備行為)

- 2 高齢者ボランティアポイント制度の実施に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。